

2023年1月26日

各位

会社名 インパクトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 康夫
(証券コード：6067 東証グロース)
問い合わせ先 代表取締役副社長 寒河江 清人
(TEL：03-5464-8321)

会社名 株式会社 BCJ-70
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社 BCJ-70 による
インパクトホールディングス株式会社（証券コード：6067）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-70 は、本日、インパクトホールディングス株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 BCJ-70（公開買付者）が、インパクトホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2023年1月26日付「インパクトホールディングス株式会社（証券コード：6067）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2023年1月26日

各位

会社名	株式会社 BCJ-70
代表者名	代表取締役 杉本 勇次

インパクトホールディングス株式会社（証券コード：6067）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-70（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年1月26日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のグロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）に上場しているインパクトホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。ただし、本新株予約権（以下に定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）及び本新株予約権（ただし、本不応募合意新株予約権（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）の全てを取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

インパクトホールディングス株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

①2019年12月6日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年1月14日から2030年1月11日まで）

②2021年5月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第18回新株予約権」といい、第17回新株予約権、第18回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月11日から2031年6月10日まで）

(3) 買付け等の期間

2023年1月27日（金曜日）から2023年3月10日（金曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金4,500円
第17回新株予約権 1個につき金198,800円
第18回新株予約権 1個につき金245,500円

(5) 買付け予定の株券等の数

買付予定数 6,053,385株
買付予定数の下限 3,589,100株
買付予定数の上限 一株

(6) 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(7) 決済の開始日

2023年3月17日（金曜日）

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）が投資助言を行う投資ファンドにより発行済株式総数の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-69（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2022年11月21日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

ベインキャピタルは全世界で約1,600億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約50名の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、日立金属株式会社、株式会社ネットマーケティング、株式会社トライステージ、株式会社Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式

会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）、日本風力開発株式会社、大江戸温泉物語株式会社、株式会社アサツーディ・ケイ（現株式会社ADKホールディングス）、ジュピターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらく、株式会社ドミノ・ピザジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム 24 等 26 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 300 社、追加投資を含めると約 1,000 社に対しての投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）及び本新株予約権（ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。）の全てを取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注 1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ 2022 年 9 月 30 日現在において第 1 位株主である福井康夫氏（所有株式数：1,060,700 株、所有割合（注 2）：14.35%。以下「福井氏」といいます。）との間で、2023 年 1 月 26 日付で公開買付応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約（福井氏）」といいます。）を締結し、福井氏は、（ア）その所有する対象者株式のうち、担保の設定がなされていない 560,700 株（所有割合：7.58%）を本公開買付けに応募し、残りの 500,000 株（所有割合：6.76%）は本公開買付けに応募しないこと、（イ）その所有する本新株予約権 3,600 個（目的となる株式数：合計 360,000 株、所有割合：4.87%）の全てを本公開買付けに応募しないことを合意しております。

なお、福井氏は、福井氏が所有する対象者株式のうち、500,000 株（所有割合：6.76%）を東海東京証券株式会社に担保（以下「福井氏株式担保」といいます。）として提供しておりますが、福井氏及び公開買付者は、本応募・不応募契約（福井氏）において、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）後速やかに、福井氏が福井氏株式担保の対象となる被担保債務を弁済し、当該担保を解除するよう東海東京証券株式会社と協議・交渉することを公開買付者と合意しております。上記の協議・交渉時期は未定です。

また、公開買付者は、福井氏及び福井氏の資産管理会社であり、2022 年 9 月 30 日現在において第 2 位株主である福井企画合同会社（所有株式数：370,000 株、所有割合：5.00%。以下「福井企画」といいます。）との間で、2023 年 1 月 26 日付で公開買付不応募契約を締結し、福井企画は、その所有する対象者株式の全て（370,000 株、所有割合：5.00%）を本

公開買付けに応募しないことを合意しております。

加えて、公開買付者は、2022年9月30日現在において第6位株主である共同印刷株式会社（所有株式数：240,000株、所有割合：3.25%。以下「共同印刷」といいます。）との間で、2023年1月26日付で応募契約を、2022年9月30日現在において第10位株主である双日株式会社（所有株式数：156,000株、所有割合：2.11%。以下「双日」といいます。）との間で、2023年1月26日付で応募契約をそれぞれ締結し、共同印刷及び双日は、それぞれの所有する対象者株式の全て（合計396,000株、所有割合：5.36%）を本公開買付けに応募することを合意しております。

さらに、公開買付者は、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）である対象者の従業員及び対象者の子会社の取締役とも本公開買付けに関して以下の契約を締結しております。公開買付者は、対象者の従業員である村松篤氏（所有株式数：16,800株（所有割合：0.23%）、所有本新株予約権数：500個（目的となる株式数：50,000株）、所有割合：0.68%。以下「村松氏」といいます。）、井口康孝氏（所有本新株予約権数：275個（目的となる株式数：27,500株）、所有割合：0.37%。以下「井口氏」といいます。）、向本正志氏（所有株式数：5,100株（所有割合：0.07%）、所有本新株予約権数：78個（目的となる株式数：7,800株）、所有割合：0.11%。以下「向本氏」といいます。）及び山下光雄氏（所有本新株予約権数：80個（目的となる株式数：8,000株）、所有割合：0.11%。以下「山下氏」といいます。）、並びに対象者の執行役員であり、かつ、対象者の子会社の取締役である川上友氏（所有株式数：32,000株（所有割合：0.43%）、所有本新株予約権数：80個（目的となる株式数：8,000株）、所有割合：0.11%。以下「川上氏」といいます。）及び岡野泰也氏（所有株式数：16,400株（所有割合：0.22%）、所有本新株予約権数：80個（目的となる株式数：8,000株）、所有割合：0.11%。以下「岡野氏」といいます。）、村松氏、井口氏、向本氏、山下氏、川上氏、岡野氏を総称して、以下「不応募合意新株予約権者」といいます。）との間で、2023年1月26日付で公開買付応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約（新株予約権者）」と総称します。）をそれぞれ締結し、村松氏、向本氏、川上氏及び岡野氏は、それぞれの所有する対象者株式の全て（合計70,300株、所有割合：0.95%）を本公開買付けに応募することを合意しており、また、不応募合意新株予約権者は、それぞれの所有する本新株予約権の全て（合計1,093個、目的となる株式数の合計：109,300株、所有割合：1.48%）を本公開買付けに応募しないことを合意しております。

（注2）「所有割合」とは、（i）対象者が2022年11月14日に提出した第19期第3四半期報告書（以下「対象者第3四半期報告書」といいます。）に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（6,712,994株）から、（ii）対象者が2022年11月14日に公表した2022年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（117,609株）を控除した数（6,595,385株）に、（iii）対象者から同日現在残存するものと報告を受けた

第 17 回新株予約権 4,458 個の目的である対象者株式数 445,800 株及び第 18 回新株予約権 3,515 個の目的である対象者株式数 351,500 株の合計 797,300 株を加算した数 (7,392,685 株) (以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入しております。) をいいます。以下同じです。

以上より、公開買付者は、本公開買付けに関して、①福井氏、共同印刷、双日、村松氏、向本氏、川上氏及び岡野氏が合計 1,027,000 株 (所有割合: 13.89%) (以下「本応募合意株式」といいます。) を応募すること、②福井氏及び福井企画が合計 870,000 株 (所有割合: 11.77%) (以下「本不応募合意株式」といいます。) の応募をしないこと、③福井氏及び不応募合意新株予約権者が合計 4,693 個の本新株予約権 (目的となる株式数: 469,300 株、所有割合: 6.35%。以下「本不応募合意新株予約権」といいます。) の応募をしないことについて合意していることとなります。本応募・不応募契約 (福井氏) 及び本応募・不応募契約 (新株予約権者) において、福井氏及び不応募合意新株予約権者は、本臨時株主総会 (以下に定義します。以下同じです。) の基準日の前日までに、本不応募合意新株予約権の全てを行使の上で対象者株式を引き受けること、及び本臨時株主総会において、それぞれが所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合 (以下に定義します。以下同じです。) に関する議案に賛成することを合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、3,589,100 株 (所有割合: 48.55%) を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式 (ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。) 及び本新株予約権 (ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。) の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限 (3,589,100 株) は潜在株式勘案後株式総数 (7,392,685 株) に係る議決権数 (73,926 個) に 3分の2 を乗じた数 (49,284 個) から、本不応募合意株式 (870,000 株) に係る議決権数 (8,700 個) 及び本不応募合意新株予約権 (4,693 個) が行使された場合に引き受けられる対象者株式 (469,300 株) に係る議決権数 (4,693 個) の合計を控除した数 (35,891 個) に 100 株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式 (ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。) 及び本新株予約権 (ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。) の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本スクイーズアウト手続 (以下に定義します。以下同じです。) を実施することを要請する予定であるところ、本ス

クイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者、福井氏及び福井企画の所有する対象者株式に係る議決権、並びに福井氏及び不応募合意新株予約権者がその所有する本不応募合意新株予約権を行使して引き受ける対象者株式に係る議決権の合計が対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上となるようにするためです。また、買付予定数の下限である 3,589,100 株(所有割合:48.55%)は、対象者第 3 四半期報告書に記載された 2022 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(6,712,994 株)に、対象者から同日現在残存するものと報告を受けた第 17 回新株予約権 4,458 個の目的である対象者株式数 445,800 株及び第 18 回新株予約権 3,515 個の目的である対象者株式数 351,500 株の合計 797,300 株を加算し、対象者第 3 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(117,609 株)、本応募合意株式(1,027,000 株)、本不応募合意株式(870,000 株)及び本不応募合意新株予約権(4,693 個)が行使された場合に引き受けられる対象者株式(469,300 株)を控除した株式数(5,026,385 株)の過半数に相当する株式数(2,513,193 株、所有割合:34.00%)。これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。)に、本応募合意株式数(1,027,000 株)を加算した株式数(3,540,193 株、所有割合:47.89%)を上回るものとなります。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本決済開始日の 2 営業日前までに公開買付者親会社から 135 億円を上限として出資を受けるとともに、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から本決済開始日の前営業日前までに 140 億円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等が担保に供されることが予定されております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）及び本新株予約権（ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け成立後に、公開買付者が対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）

を取得し、対象者の株主を公開買付者、福井氏及び福井企画のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定です。

また、福井氏は、本取引後も継続して対象者の経営に関与する予定であり、本スクイーズアウト手続後において、公開買付者、福井氏及び福井企画は、福井氏及び福井企画が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者親会社の普通株式を受け取することを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者親会社の普通株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である福井氏及び福井企画に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。）を実施する予定ですが、本三角株式交換の具体的な日程等の詳細については本日現在未定です（注3）。

（注3）本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回らない価格で評価の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。

また、本三角株式交換後、公開買付者親会社は、福井氏及び福井企画が所有する公開買付者親会社の普通株式の一部を公開買付者親会社の優先株式に変更するための手続（以下「本株式変更」といいます。）を行う予定ですが、本株式変更の具体的な日程等の詳細については本日現在未定です（注4）（注5）。本三角株式交換及び本株式変更実施後、最終的には、福井氏及び福井企画の公開買付者親会社の議決権比率の合計と、本日現在において公開買付者親会社の完全親会社である BCPE Shibuya Cayman, L.P.（以下「BCPE Shibuya」といいます。）の公開買付者親会社の議決権比率が概ね 30 対 70 となる予定です（注6）。なお、福井氏は、福井氏が所有する対象者株式のうち、福井氏株式担保が付されている 500,000 株（所有割合：6.76%）については、本決済開始日後速やかに、福井氏が当該担保の対象となる被担保債務を弁済し、当該担保を解除するよう東海東京証券株式会社と協議・交渉することを公開買付者と合意しております。上記の協議・交渉時期は未定ですが、仮に当該担保を解除できなかった場合であっても、本三角株式交換及び本株式変更後の福井氏及び福井企画の公開買付者親会社における最終的な議決権比率の合計が概ね 30%となるように様々な方法を検討する予定です。

（注4）本株式変更にあたって、公開買付者親会社は、福井氏が所有する公開買付者親会社の普通株式の一部を公開買付者親会社のA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）に変更し、福井企画が所有する公開買付者親会社の普通株式の一部を公開買付者親会社のB種優先株式（以下「本B種優先株式」といいます。）に変更する予定です。本A種優

先株式の内容として、①剰余金の配当が行われないこと、②公開買付者親会社の普通株式の株主又は登録質権者及び本B種優先株式の株主又は登録質権者に優先して残余財産の支払いを受けることができること、③公開買付者親会社の株主総会において決定する日の到来又は本A種優先株式の発行日から8年を経過する日の到来をもって、公開買付者親会社が本A種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することができること、④公開買付者親会社が公開買付者親会社株式の上場をする場合、公開買付者親会社の取締役会（取締役会非設置の場合は取締役）により定める日をもって、公開買付者親会社は本A種優先株式の全部を公開買付者親会社の普通株式を対価として取得することができること、⑤本A種優先株式の株主が、公開買付者親会社の貸付人が所有する公開買付者親会社への債権が完済されていることを条件として、本A種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを公開買付者親会社に対して請求できること、⑥単元株式数を設定の上で1単元につき1個の議決権を有することが、それぞれ設定される予定です。また、本B種優先株式の内容として、①剰余金の配当が行われないこと、②公開買付者親会社の普通株式の株主又は登録質権者に優先して残余財産の支払いを受けることができること、③公開買付者親会社の株主総会において決定する日の到来又は本B種優先株式の発行日から8年を経過する日の到来をもって、公開買付者親会社が本B種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することができること、④公開買付者親会社が公開買付者親会社株式の上場をする場合、公開買付者親会社の取締役会（取締役会非設置の場合は取締役）により定める日をもって、公開買付者親会社は本B種優先株式の全部を公開買付者親会社の普通株式を対価として取得することができること、⑤本B種優先株式の株主が、公開買付者親会社の貸付人が所有する公開買付者親会社への債権が完済されていることを条件として、本B種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを公開買付者親会社に対して請求できること、⑥単元株式数を設定の上で1単元につき1個の議決権を有することが、それぞれ設定される予定です。なお、本株式変更後の福井氏及び福井企画が所有することになる公開買付者親会社の普通株式数、本A種優先株式数、及び本B種優先株式数については本日現在において未定です。また、本A種優先株式及び本B種優先株式の単元株式数については、本日現在において未定ですが、本A種優先株式及び本B種優先株式の公開買付者親会社の議決権比率の合計が概ね10%となる数とする予定です。

（注5）本株式変更において福井氏及び福井企画が所有することになる本A種優先株式及び本B種優先株式と、本株式変更の対象となる福井氏及び福井企画が所有する公開買付者親会社の普通株式は同等の時価となるように本株式変更を実施する予定であり、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

（注6）本三角株式交換及び本株式変更実施後の福井氏及び福井企画が所有する公開買付者親会社の議決権比率の合計と、BCPE Shibuyaが所有する公開買付者親会社の議決権比率を概ね30対70とするために、本スクイーズアウト手続完了後、本三角株式交換前まで

に福井氏から公開買付者に対して福井氏が所有する対象者株式の一部を譲渡することを含めて様々な手続を行うことを検討しておりますが、具体的な手続及び日程等の詳細は本日現在において未定です。なお、本三角株式交換及び本株式変更実施後の公開買付者親会社の議決権比率については、ベインキャピタルが3分の2以上の議決権を保持する前提で、ベインキャピタルと福井氏との協議を踏まえ決定しております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）及び本新株予約権（ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイズアウト手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の2023年5月下旬の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日後の近接する日（本日現在において、2023年4月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者、福井氏及び福井企画並びにその所有する本不応募合意新株予約権を行使し、本臨時株主総会の基準日前に対象者株式を引き受ける予定の不応募合意新株予約権者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生じる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合

は、本日現在において未定ですが、公開買付者、福井氏及び福井企画のみが対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（福井氏、福井企画及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。ただし、本公開買付け後において、福井企画が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及び福井氏を除きます。）が存在する場合（又は、福井企画が所有する対象者株式数を上回らないものの、それに相当程度近い数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及び福井氏を除きます。）が存在する場合）、公開買付者は、福井氏及び福井企画と協議のうえ、公開買付けの成立後に予定している対象者の株主を公開買付者、福井氏及び福井企画のみとなるように、必要な措置を講じる予定です。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関連法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者、福井氏、福井企画及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（福井氏、福井企画及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権（ただし、本不応募合意新株予約権を除きます。）の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践するよう対象者に要請し、又は実施する予定です。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（福井氏、福井企画及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに

おける本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該新株予約権者が所有していた対象者の当該本新株予約権の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

なお、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取り扱いについては、株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することが予定されているため、当該各手続の実行後は、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以上